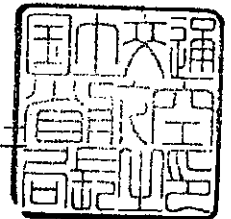


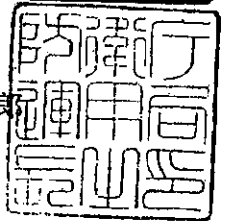
航空交通の安全を確保するための運輸省の航空行政と自衛隊の業務との間の調整に関する覚書第8条の規定に基づき、同覚書第5条第3項に規定する協定を次のとおり締結する。

平成18年4月21日

国土交通省航空局長 岩崎 貞



防衛庁運用局長 山崎 信之郎



要撃機等に対する管制及び誘導に関する中央協定

(趣旨)

第1条 この協定は、航空交通の安全を確保するため運輸省の航空行政と自衛隊の業務との間の調整に関する覚書（以下「覚書」という。）第5条第3項の規定に基づき、同条第1項及び第2項の規定のうち航空自衛隊に関する事項の実施の細目について定めるものである。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「管制官」とは、航空交通管制業務を行う国土交通省の職員又は自衛隊の隊員をいう。
- (2) 「航空警戒管制部隊」とは、航空自衛隊の防空指令所、警戒群、警戒隊、移動警戒隊及び警戒航空隊をいう。
- (3) 「警戒航空隊」とは、早期警戒管制機又は早期警戒機を保有する飛行隊をいう。
- (4) 「兵器管制官」とは、この協定に基づいて自衛隊の航空機の誘導を行う航空警戒管制部隊の自衛隊の隊員をいう。
- (5) 「地上兵器管制官」とは、早期警戒管制機等に搭乗していない兵器管制

官をいう。

- (6) 「レーダーによる捕捉」とは、誘導すべき航空機をコンソールの画面上に確認することをいう。
- (7) 「誘導」とは、兵器管制官が、飛行中の要撃機等に対し、通信連絡及びレーダーによる捕捉を確認して飛行の指示を行うことをいう。
- (8) 「要撃機」とは、覚書第5条第1項第1号に規定する航空機をいう。
- (9) 「訓練機」とは、覚書第5条第1項第2号に規定する訓練を行う航空機であって、第4条第1項に規定する発進時期等の調整を経たものをいう。
- (10) 「演習機」とは、覚書第5条第1項第2号に規定する演習を行う航空機であって、第4条第2項に規定する発進時期等の調整を経たものをいう。
- (11) 「早期警戒管制機等」とは、早期警戒管制機又は早期警戒機であって、兵器管制官を搭乗させているものをいう。
- (12) 「要撃機等」とは、要撃機、早期警戒管制機等、訓練機又は演習機をいう。
- (13) 「発進」とは、要撃機等が兵器管制官の命令を受けて飛行場から出発することをいう。
- (14) 「帰投」とは、要撃機等が着陸のため飛行場に帰ることをいう。
- (15) 「誘導開始点」とは、発進した要撃機等に対し兵器管制官が誘導を開始する管制圏外の発進経路上の点をいう。
- (16) 「誘導終了点」とは、帰投する要撃機等に対して誘導を終了する管制圏外の点であって、第14条の規定により定められる帰投方式に定めるものをいう。

(演習)

第3条 この協定において、覚書第5条第1項第2号の別に協議して定める演習とは、航空方面隊以上の規模で行う演習をいう。

(発進時期等の調整)

第4条 訓練機に係る覚書第5条第1項第2号の規定による発進時期等についての調整は、覚書第5条第1項第2号に規定する訓練を実施する部隊の長が、あらかじめ、次の各号に掲げる事項について関係管制機関の長と協議して行うものとする。

- (1) 訓練の日時
- (2) 機数、型式及び無線呼出符号
- (3) 発進帰投飛行場
- (4) 発進予定時刻及び帰投予定時刻
- (5) その他必要な事項

2 演習機に係る覚書第5条第1項第2号の規定による発進時期等についての調整

は、前条の演習を実施する部隊の長が、当該演習を開始する48時間前までに、次の各号に掲げる事項を関係管制機関の長に通報し、協議して行うものとする。

- (1) 演習の日時及び場所
- (2) 機数、型式及び無線呼出符号
- (3) 発進帰投飛行場
- (4) その他必要な事項

(発進前の措置)

第5条 地上兵器管制官は、要撃機等を発進させようとする場合には、次の各号に掲げる事項を内容とする飛行計画を管制官に通報することにより覚書第5条第1項の要請を行うものとする。

- (1) 覚書第5条第1項各号のいずれに該当するかを別
 - (2) 機数、型式及び無線呼出符号
 - (3) 発進経路及び飛行高度
 - (4) 連絡すべき航空警戒管制部隊（ただし、警戒航空隊を除く。）の無線呼出名称及び交信周波数又はチャンネル名称
 - (5) 帰投予定時刻又は予定飛行時間
 - (6) その他必要な事項
- 2 航空路管制業務を行う管制官は、前項の通報があった場合には、要撃機等以外の航空機の安全に支障がない限り、当該飛行計画の速やかな承認のために便宜を図るものとする。
- 3 管制官は、第1項の通報が要撃機に係るものであるときは、要撃機以外の航空機の安全に支障のない限り、航空交通の指示に関し便宜を図るものとする。

(発進後の措置)

第6条 管制官は、要撃機等が発進した場合には、その時刻を地上兵器管制官に通報するものとする。

- 2 地上兵器管制官は、発進した要撃機等に対して誘導を開始したときは、直ちに、その旨を管制官に通報するものとする。

(飛行の方法)

第7条 要撃機等は、発進した時から兵器管制官が当該機の誘導を開始するまでの間、計器飛行方式により飛行するものとする。

- 2 訓練機及び演習機は、発進時刻における気象状態又は帰投予定時刻における予報された気象状態が当該発進飛行場について定められた計器飛行方式による着陸が可能な最低気象条件未満である場合には、発進しないものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、同項の航空機の発進に係る気象条件については、必要に応じ、第14条の規定により定められる地方協定に定めることができる。

- 4 要撃機等の操縦者は、有視界気象状態において飛行する場合には、他の航空機との衝突回避について十分留意するものとする。

(誘導)

第8条 兵器管制官は、要撃機等を誘導開始点から誘導終了点まで誘導するものとする。

- 2 地上兵器管制官は、帰投する要撃機等の誘導終了点到着予定時刻の5分前までに、次の各号に掲げる事項を管制官に通報することにより覚書第5条第1項の要請を行うものとする。ただし、要撃機等が第9条第2項の規定に基づき有視界飛行方式により帰投する場合又は第14条の規定に基づく地方協定に別段の定めがある場合は、この限りでない。

- (1) 機数、型式及び無線呼出符号
- (2) 現在の位置及び高度
- (3) 希望する進入方式
- (4) 誘導終了点到着予定時刻
- (5) その他必要な事項

- 3 地上兵器管制官は、要撃機が発進した飛行場以外の飛行場に帰投する場合には、飛行計画の変更の措置をとる等所要の措置を講ずるとともに、その旨を管制官に通報するものとする。

- 4 兵器管制官は、要撃機等を誘導する場合には、要撃機等と要撃機等以外の航空機との間隔を5海里以上維持するものとする。

ただし、有視界気象状態で飛行している要撃機等の操縦者が要撃機等以外の航空機を視認し、かつ、これらと異常接近のおそれのない明らかな高度差がある旨を兵器管制官に通報した場合又は兵器管制官が要撃機等と要撃機等以外の航空機との間に、高度差が4,000フィート以上あることを確認した場合又は空中回廊内を飛行している場合は、この限りでない。

- 5 兵器管制官は、要撃機等を誘導する場合には、要撃機等が航空路並びにRNAV経路及び公示された出発経路、進入経路、直行経路（それぞれの保護空域を含む。以下「航空路等」という。）に立ち入らないようにするものとする。ただし、兵器管制官が要撃機等と要撃機等以外の航空機との異常接近のおそれがないことを確認した場合であって、速やかに航空路等を横断できるよう誘導できる場合は、この限りでない。

- 6 前項ただし書きの場合において、当該機が訓練機又は演習機である場合には、兵器管制官は、誘導開始点以降引き続き上昇飛行を行う場合、又は帰投のため降下飛行を行う場合を除き、水平飛行により速やかに航空路等を横断するよう誘導するものとする。

- 7 兵器管制官は衝突防止のため必要があると認める場合には、誘導中の要撃機等の操縦者に対し、要撃機等以外の航空機的位置を通報するとともに所要の指示を

行うものとする。

(帰投)

第9条 要撃機等は、誘導終了点から着陸するまでの間、計器飛行方式により帰投するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、有視界気象状態である場合には、要撃機及び演習機は管制官に通報の上、訓練機は帰投する飛行場を視認した後管制官に通報の上有視界飛行方式により帰投することができる。

3 管制官は、帰投する要撃機等に対して航空交通の指示を開始したときは、直ちに、その旨を地上兵器管制官に通報するものとする。ただし、要撃機等が有視界飛行方式により帰投する場合は、この限りでない。

(通信連絡不能の場合の措置)

第10条 地上兵器管制官は、要撃機等との通信連絡ができなくなった場合には、直ちに、次の各号に掲げる事項を管制官に通報するものとする。

(1) 通信連絡が不能となった時刻

(2) 当該機の無線呼出符号

(3) 管制官に通報する時刻又は通信連絡ができなくなった時刻における当該機の位置、高度及び飛行状況

(4) その他必要な事項

2 前項の通知を受けた管制官は、当該機に関し所要の措置を講ずるものとする。

3 要撃機等の操縦者は、航空警戒管制部隊との通信連絡ができなくなった場合には、有視界気象状態下においては有視界飛行方式により速やかに帰投するものとする。ただし、計器気象状態下にあるときは、第14条の規定により定められる緊急方式により待機及び進入（航空機器が故障し、待機及び進入が困難なときは、緊急三角旋回飛行）を行うものとする。

(レーダーによる捕捉不能の場合の措置)

第11条 兵器管制官は、要撃機等についてレーダーによる捕捉ができなくなった場合には、直ちに、次の各号に掲げる事項を当該機の操縦者に通報するものとする。

(1) レーダーによる捕捉ができなくなった時刻

(2) レーダーによる捕捉ができなくなった時刻における当該機の位置及び高度

(3) その他必要な事項

2 地上兵器管制官は、前項の場合には、直ちに、次の各号に掲げる事項を管制官に通報するものとする。

(1) 前項第1号及び第2号に掲げる事項

- (2) 当該機の無線呼出符号
 - (3) 当該機の機首方位
 - (4) 当該機の残存燃料状態
 - (5) その他必要な事項
- 3 第1項の通報を受けた操縦者は、有視界気象状態である場合には、有視界飛行方式により飛行し兵器管制官の指示に、計器気象状態である場合には、管制官の指示に従うものとする。

(訓練)

- 第12条 この協定に規定された方式を遵守するため、国土交通省及び防衛庁の関係者は、必要な訓練を行うものとする。
- 2 国土交通省及び防衛庁は、前項の訓練の実施に関し相互に協力するものとする。

(発進帰投飛行場)

- 第13条 要撃機等が発進及び帰投をする飛行場は、別表のとおりとする。ただし、八戸飛行場及び名古屋飛行場にあつては、表中の他の飛行場の代替として使用するものとする。

(地方協定)

- 第14条 国土交通省航空交通管制部長及び航空自衛隊航空方面隊司令官は、前条の規定により定められた飛行場ごとに、関係空港事務所長及び関係部隊の長等と協議の上、次の各号に掲げる事項について地方協定を定めるものとする。
- (1) 発進方式
 - (2) 帰投方式
 - (3) 緊急方式
 - (4) 関係機関相互の通報事項及びその連絡方法
 - (5) その他必要な事項

(航空混成団等の取扱い)

- 第15条 この協定中の航空方面隊には航空混成団を、航空自衛隊航空方面隊司令官には航空自衛隊航空混成団司令をそれぞれ含むものとする。

- 第16条 国土交通省航空局長及び防衛庁運用局長は、本協定の規定について改定しようとする場合は、あらかじめ協議するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成18年5月1日から適用することとする。
「要撃機等に対する管制及び誘導に関する中央協定」(昭和47年7月22日

付) 及び同協定の一部を改正する運輸省航空局長と防衛庁防衛局長との間の覚書(昭和49年5月13日付)は廃止する。

- 2 運輸省の航空行政と自衛隊の業務との間の調整に関する覚書第5条第3項の規定に基づく中央協定(昭和47年7月22日付)第14条の規定による地方協定は、本協定の改定に伴う地方協定の改定が行われるまでの間、効力を有するものとする。

別表

要撃機等が発進及び帰投をする飛行場

- 1 千歳飛行場
- 2 三沢飛行場
- 3 八戸飛行場
- 4 松島飛行場
- 5 百里飛行場
- 6 浜松飛行場
- 7 小松飛行場
- 8 名古屋飛行場
- 9 築城飛行場
- 10 新田原飛行場
- 11 那覇空港